

○草津市の良好な環境保全条例施行規則（抜粋）

第2章 自然環境の保全

第1節 地区指定等

(保全地区指定案の告示)

第4条 条例第12条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 保全地区の名称
- (2) 保全地区に含まれる土地の区域
- (3) 指定案を縦覧に供する場所および縦覧期間
- (4) その他必要な事項

(公聴会)

第5条 市長は、条例第12条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日時、場所および公聴会において意見を聞こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聞く必要があると認める者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会の開催の日の2週間前までに行うものとする。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会の議長は、市長が市職員のうちから指名する。

2 議長は、公聴会を主宰する。

(公述人等の発言)

第7条 議長は、公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聞こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容および理由を陳述させなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許可することができる。

3 公述人および前項の規定により発言を許可された者（以下「公述人等」という。）の発言は、意見を聞こうとする範囲を超えてはならない。

4 議長は、公述人等が前項の範囲を超えて発言し、または不穏な言動があつたときは、その発言を禁止し、または退場を命ずることができる。

(公聴会の秩序の維持)

第8条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、または不穏な言動をした者を退去させることができる。

(調書の作成)

第9条 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(保全地区指定の告示)

第10条 条例第12条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 保全地区の名称
- (2) 保全地区に含まれる土地の区域
- (3) 指定の内容
- (4) その他必要な事項

(行為の届出)

第11条 条例第14条の規定による届出（届出をした内容の変更をする場合を含む。）は、保全地区内行為および保護樹木行為（変更）届出書（別記様式第1号）によつて行わなければならぬ。

(建築物等の届出の基準)

第12条 条例第14条第1号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物につきましては、高さが5メートルまたは床面積の合計が10平方メートルとする。
- (2) 建築物以外の工作物につきましては、高さが2メートルまたは水平投影面積が30平方メートルとする。

(自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為)

第13条 条例第14条第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保全地区内の池沼・河川等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
- (2) 樹木の生態に著しく影響を及ぼすおそれのある枝等の伐採、下草の除草もしくは表土の採取または薬剤の散布
- (3) 市長が別に定める動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、または採取すること。
- (4) 屋外において物を集積し、または貯蔵すること（農業、林業または漁業の用に供するための物を集積し、または貯蔵する場合および建設用資材またはこれに類する資材を一時的に集積し、または貯蔵する場合で、面積の合計が10平方メートル、高さが1.5メートルを超えない場合を除く。）。

(届出の適用除外)

第14条 条例第16条第3号の規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づく土地開発公社
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条の規定に基づく地方開発事業団
- 2 条例第16条第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備を改築し、または増築すること。
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設を改築し、または増築すること。
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、もしくは増築することまたは河川を局部的に改良することであつて、河川の現状に著しく変更を及ぼさないもの
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、または増築すること。
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項または第2項に規定する保安施設事業に係る施設を改築し、または増築すること。
- 3 条例第16条第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 工作物を新築し、改築し、または増築することであつて、次に掲げるもの
- ア 保全地区内において行う工事に必要な仮設の工作物を設置すること。
- イ 森林の保護管理のための標識を設置し、または鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台もしくは給水台を設置すること。
- ウ 社寺境内地において、鳥居、燈ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- エ 井戸その他これに類する工作物を設置すること。
- オ 消防または水防の用に供する施設を設置すること。
- (2) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるがけ、よう壁またはのりを生ずる切土もしくは盛土を伴わないもの
- (3) 土石の採取で、その採取による地形の変更が前号に規定する土地の形質の変更と同程度以下のもの
- (4) 面積が10平方メートル以下の水面を埋め立て、または干拓すること。
- (5) 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの
- ア 自家の生活の用に充てるために木竹をその必要限度内で伐採すること。
- イ 森林の保育のために下刈し、つる切りし、または間伐すること。
- ウ 枯損した木竹または危険な木竹を伐採すること。

- エ 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹をその必要限度内で伐採すること。
- (6) 農業または林業を営むために行う幅員が2メートル以下の用排水施設、農道もしくは林道を新設し、または改良すること。
- (7) 水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設すること。

第2節 保護樹木

(保護樹木の指定基準)

第15条 条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

(保護樹木に係る行為の届出)

第15条の2 条例第19条第1項ただし書により市長の許可を得ようとするものは、保全地区内行為および保護樹木行為（変更）届出書（別記様式第1号）によつて行わなければならない。ただし、次に掲げるような軽微な行為については、この限りでない。

- (1) 枯損枝または危険枝の切除
- (2) 整枝またはせんてい
- (3) 前2号に類する行為
- 2 前項の届出には、次のものを添付しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) その他市長が必要と認めるもの

第3節 助成

(助成措置)

第16条 条例第20条の規定による助成は、保全地区に係るものは、予算の範囲内において別表第1に定めるところによる。

- 2 市長は、必要と認めるときは、条例第20条の規定により保護樹木の枯損の防止またはその保護に係る技術的な処置に対し、予算の範囲内において助成を行うものとする。
- 3 前2項にかかわらず、国等は、助成対象者としない。
- 4 前3項に定めるもののほか、助成に必要な事項は、市長が別に定める。